

# 患者さんの権利

## 1 良質の医療を受ける権利

患者は、差別なく、最善の利益を得られるよう、良質の医療を継続して受けられる。

## 2 選択の自由の権利

患者は、検査方法や治療を自分で選択することができる。また、病院を自由に選択し、変更することもできる。

## 3 自己決定の権利

判断能力のある成年患者は、診断の手続きや治療について十分な説明を受け、それらに同意したり実施を差し控えたりすることができる。また、その決定の結果について知ることができる。医学研究や医学教育に参加することも、拒否することもできる。未成年の患者であっても、年齢に応じて本人の意思を尊重した対応を受けることができる。また、必要な場合は福祉的、法律的な支援を受けることができる。

## 4 意識消失、法的無能力患者の代理判断者選定の権利

成年患者は、代理判断者を指定することができる。代理判断者とは、本人の意思を推定できる者である。意識不明またはその他の理由で意思を表明できないときは、代理判断者が本人の意思を推定して治療の同意または拒否をすることができる。未成年の患者は、民法により親権者の代理判断を受けることができる。

## 5 法の許容と医の倫理に基づく処置・治療を受ける権利

成年患者は、代理判断者を指定することができる。代理判断者とは、本人の意思を推定できる者である。

## 6 情報に関する権利

患者は、自分の病気の内容や今後の見通しなどの医療上の情報や説明を、理解できる方法で受けることができる。また、希望すれば知らされないこともできる。あるいは、代わりに情報を受ける人を選択することができる。

## 7 秘密保持に関する権利

患者について、個人を特定できる情報やデータなどのプライバシーは厳重に守られる。またそれは死後についても同様である。本人の同意や法律の規定があれば開示できる。

## 8 健康教育を受ける権利

患者は、保健サービスの情報や、健康的なライフスタイル、疾病の予防および早期発見などの手法について健康教育を受けることができる。

## 9 尊厳に対する権利

患者は、社会的身分、民族、信条、性別、障がいがあることなどに関わらず、一人の人間として、その人格、価値観、プライバシーが尊重される。また、最新の医学的知識に基づいて苦痛が緩和され、できるだけ尊厳を保ち、人間的な終末期ケアを受けることができる。

## 10 宗教的支援を受ける権利

患者は、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を社会通念上可能な限り受けられる。